

業務委託等設計書

部長	所長	課長	課長補佐	主査	検算者	担当者
----	----	----	------	----	-----	-----

設計金額	総価 _____ 円・単価 _____ 当たり _____ 円 <small>消費税及び地方消費税込み</small> <small>単価については、 □内訳のとおり □別表のとおり</small> <small>消費税及び地方消費税込み</small>
会計・予算科目	一般 款 (4) 項 (1) 目 (1) 細目 (1) 特別 (17) 細々目 () 節 (25) 細節 ()
業務委託等の名称	藤沢市民病院インシデントシステム更新業務委託
業務委託等の内容	インシデントシステムの更新
業務委託等の場所 又は施設名称	藤沢市藤沢2-6-1 藤沢市民病院
委託等の期間又は期限	2024年(令和6年)5月1日から2025年(令和7年)3月31日まで
契約不適合責任	<input type="checkbox"/> 設計関係図書又は仕様書記載のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 不要
現場説明	<input type="checkbox"/> 要 (月 日 () 時 分・場所) <input checked="" type="checkbox"/> 不要
支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 完了払 <input type="checkbox"/> 部分払いする (回) <input type="checkbox"/> 部分払いしない <input type="checkbox"/> 前金払
支払場所	藤沢市民病院事業出納取扱金融機関院内派出所
その他特記事項	<input checked="" type="checkbox"/> 入札(見積り)金額は、総価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 入札(見積り)金額は、単価で記入してください。 <input type="checkbox"/> 入札(見積り)金額は、総価及び _____ 当り単価で記入してください。 <input checked="" type="checkbox"/> 消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとします。

業務担当課 病院総務課

医療情報管理担当

電話0466-25-1111 内線(6652)

1/2

内 訳

名 称	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	備考 (形状寸法等)
インシデントシステム更新業務委託					
ライセンス費用	1	式			
S E 作業費用	1	式			サーバセットアップ、システム環境測定
導入作業費用	1	式			システム移行の場合は移行作業費用を含む
電子カルテ連携費用	1	式			
計					
消費税及び地方消費税額					
合計					

藤沢市民病院インシデントシステム更新業務委託仕様書

1 目的

本業務は、令和6年度に藤沢市民病院（以下「当院」という。）で実施する電子カルテのハードウェア更新に併せてインシデントシステムの更新を行うものであり、受託者は本仕様書及び別紙機能仕様書に基づき業務を遂行するものとする。

2 業務の期間

契約締結日から2025年3月31日まで

（新システムへの切替は2025年1月上旬の予定）

3 基本要件

- (1) 当院で現在導入され、令和6年度にハードウェアの更新を行う電子カルテである NEC 製 MegaOak HR との連携実績があるシステムであること。なお、受託者は必ず NEC にシステム連携仕様や連携費用などの問い合わせを行い、当該費用について業務費用に含めること。

問合せ先は次のとおり

日本電気株式会社神奈川支社 医療担当 越智

電話 080-8514-8277

メール isao-ochi@nec.com

- (2) 更新するインシデントシステム（以下「新システム」という。）は、当院で用意する物理サーバ（ホスト OS の設定、仮想化の割当まで実施）内に仮想化して構築すること。

物理サーバのホスト OS は次のとおり

OS : Windows Server2022

- (3) 電子カルテ端末に相乗りして稼動することができること。

電子カルテ端末の OS 等は次のとおり

OS : Windows11 SAC22H2

データベース : Oracle 19c

- (4) 新システムについては、当院と同規模以上の病院（病床数が当院以上の病院）において、当院と同様の電子カルテとの連携実績があること。
- (5) 検収後1年以内に発覚した不具合については、受託者の責任において対応すること。
- (6) 大規模な制度改定以外の診療報酬改定により、プログラム変更、設定変更、マスタ変更が必要となった場合は、保守の範囲内で速やかに対応すること。
- (7) 大規模な制度改定に伴い改修が必要になった場合は、概要が把握できた時点で速やかに当院に申し出て協議を行うこととし、有償・無償の合意を得た後に対応すること。

4 基本構成等

- (1) 導入するパッケージソフトウェアは最新のバージョンであること。また、マスターメンテナンス機能を有すること。なお、現システムと導入するシステムに機能差異がある場合は当院に当該資料を提出すること。
- (2) 24時間の診療体制を支えるため、24時間365日、良好なレスポンス下で安定して稼動し、いつでも利用できるシステムであること。
- (3) 入出力業務の応答速度は病院業務を円滑に遂行し、かつその作業能率の向上を実現できる水準を有するものであること。万一、応答速度に経年劣化が認められる場合は、データベースの最適化などの改善処置を保守契約範囲内で行うこと。
- (4) 電子カルテシステムとのデータ連携は、1日1回以上行うこと。
- (5) システム間連携などは、連携実績のあるプログラムでシステムを構成すること。
- (6) システム更新後、端末機やプリンタ、医療機器等の増設に対応可能な拡張性を有すること。
- (7) 各データベースは通常業務の遂行に支障なくバックアップが行えること。
- (8) 必要に応じて、システム運用を行う当院職員またはオペレータ要員等に対し、システムバックアップ方法等のシステム運用方法を指導すること。

5 既存システムからのデータ移行

- (1) 現行システムで保有しているデータやマスタ、コンテンツ（以下「データ等」という。）については、運用の継続性を維持することを目的として、可能な範囲で受託者が責任をもって新システムに移行すること。データ移行が困難な場合は、新システム内に現行システムのデータを保存できるようにすること。
- (2) データ等移行対象範囲は、現行システムに保存されている診療業務に必要な全てのデータ等とする。
- (3) 将来的に本業務で導入したシステムが、他ベンダのシステムに変更になった場合は、誠意をもって協力すること。

6 その他

- (1) 職員の新システムの操作及び運用に対する理解度の向上を図るリハーサルを行うか、当院が行う利用者教育に対して協力すること。
- (2) 障害発生時は、速やかに障害状況等を当院に連絡し、その障害対応については、当院と協議した上で病院運営や患者に与える影響を最小限にするよう適正に実施すること。また、必要に応じて障害状況、影響範囲、原因、復旧対応、再発防止対策などを記載した障害報告書を当院に提出すること。
- (3) リモート保守環境を必要に応じて整備すること。当院が整備するリモート保守環境を利用する場合を除き、当該保守環境の整備に係る経費は全て本業務に含めること。

7 納品ドキュメント

本業務の成果物として、次に示すドキュメント類を紙媒体及び電子媒体にて当院に提出すること。

- ・システム設計書（システム概要図含む）
- ・システム連携設計書
- ・サーバ環境設定設計書
- ・サーバ運用手順書（データバックアップ手順、サービス起動確認手順等）
- ・テスト完了報告書
- ・パッケージ標準操作マニュアル
- ・システム保守体制図（連絡先含む）
- ・その他、システム運用に要するもの

以 上

余白

$\frac{6}{12}$

藤沢市民病院インシデントシステム機能仕様書

院内ネットワーク・電子カルテ端末を利用して、職員がインシデント・アクシデントの登録をすることができ、登録したデータに関して集計及び外部報告をするための基本的機能を有すること。その他事項については次の各項目を満たすものであること。

1 全般

ウェブアプリケーションであり、Microsoft Edge で動作できること

利用人数に制限が無いこと

利用者の認証は、ログインIDとパスワードによるものとする

電子カルテからシングルサインオン連携で認証できること

電子カルテと連携し、職員情報及び患者情報を取得することができる

電子カルテの起動時又はシステム起動時に未読件数の確認ができること

電子カルテの患者画面からシステムの起動ができること

2 インシデント・アクシデント登録機能

選択項目は日本医療機能評価機構2010年改訂版に対応できること

入力画面の項目は任意に追加、変更できること

報告時に画面を切り替えることなく全項目を入力できること

各入力項目は必要に応じて必須入力項目の設定ができ、入力漏れがあった場合には注意喚起ができること

インシデント登録とアクシデント登録で入力（必須）項目を設定できること

数字以外の選択形式の項目はドロップダウンリストではなく、すべて画面上に表示できること

選択肢は自由に追加、削除（非表示）できること

報告書様式内の項目はゼネラルリスクマネージャーにて追加、削除（非表示）できること

報告書様式はインシデント報告書、事故報告書、クレーム報告書、ポジティブインシデント報告ができること

職員が報告書を登録した時点で入力されている所属の現場リスクマネージャーと医療安全管理者へ同時に報告できること

登録済みデータの参照・訂正・削除又は非表示設定ができること

登録した内容はファイル形式で出力ができること

3 報告書データ作成

2010年からの新報告体制に準じ、ヒヤリ・ハット事例と医療事故情報のデータ書式をXMLファイル形式で作成でき、発生件数報告も集計できること

報告書を報告日基準とするか発生日基準とするか選択できること

医療事故情報収集等事業の医療事故情報の事例情報提出用XMLフォーマットを出力できること

医療事故情報収集等事業のヒヤリ・ハット事例の事例情報提出用XMLフォーマットを出力できること

4 報告書一覧表示・集計

項目の昇順・降順で並び替えできること

一事例に対して複数の報告書が登録されている場合、統合処理ができること

件名、発生日、報告日等複数の項目により報告書の検索ができること

報告書枚数もしくは事例数で集計できること

クロス集計の縦軸、横軸は任意の項目を選択できること

報告書の任意の項目でCSV、MS Excel形式で一覧を出力できること

医療事故情報収集等事業のヒヤリ・ハット事例の発生件数情報を集計できること

報告書中の任意の項目について、CSV、MS Excel形式の一覧表を出力できること

以 上

データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書

(趣旨)

- 第1条 この仕様書は、藤沢市（以下「委託者」という。）と事業者（以下「受託者」という。）が締結する契約（以下「本契約」という。）において、本契約に係るデータの取り扱い及び受託業務を通じて知り得た秘密等の取り扱いについて、委託者と受託者の履行すべき責務を定めることを目的とする。
- 2 この仕様書におけるデータとは、委託者からの提供や本契約を履行する過程において作成等された帳票、電子及び磁気その他の記録媒体に記録された情報をいう。なお、データに個人情報を含む場合の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法律」という。）第2条に定められた個人に関する情報をいう。
- 3 この仕様書は、本契約に基づき再委託を受けた者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社である場合も含む））等についても適用する。
- 4 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等について、契約締結時及び委託者の求めに応じて、様式第1号「安全管理措置等について」を提出しなければならない。

(法律等の遵守)

- 第2条 受託者は、法律及び藤沢市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和4年藤沢市条例第17号）の本旨に従い、本契約を履行しなければならない。

(必要事項の届出)

- 第3条 受託者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報取扱責任者及び個人情報取扱担当者（以下「責任者等」という。）を定め、個人情報の管理体制及び個人情報を取り扱う業務の実施体制並びに個人情報管理の状況についての検査体制等、委託者が必要と認める事項を、業務の着手日までに書面により委託者に通知するものとする。
- 2 委託者は、業務の執行上、責任者等が不相当であると認めるときは、その理由を明示して受託者に責任者等の変更を求めることができる。

9
/12

改定 2022/12/23（業務委託）

3 受託者は、業務の途中で責任者等を変更した場合は、速やかに書面により委託者に通知するものとする。

(秘密の保持)

第4条 受託者は、本契約の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約期間満了後、本契約の解除後及び職を退いた場合においても同様とする。

2 受託者は、本契約に係る業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者（以下「派遣労働者等」という。）に行わせる場合は、派遣労働者等に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、派遣労働者等を含む労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(指示目的外使用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、データを委託者が指示する目的以外に使用し、第三者に提供してはならない。

(複製等の制限)

第6条 受託者は、委託者の承認を得ずして、データを用紙、記録媒体等に複写し、又は複製してはならない。

(データの受領)

第7条 受託者は、業務の履行上、委託者からデータの提供がある場合は、様式第2号「データ受領証兼複製申請書」を委託者に提出しなければならない。

(データの持出し)

第8条 受託者は、業務上、やむを得ず委託者の環境からデータを持出す場合は、様式第3号「データ借用申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(パソコン及びモバイル端末並びにデータの持込み)

第9条 受託者は、委託者の環境にパソコン及びモバイル端末（以下、パソコン等という）並びにデータを持込み、作業を行う場合は、様式第4号「パソコン等及びデータ持込み申請書」を提出し、委託者の許可を受けなければならない。

(安全管理義務)

第10条 受託者は、データの取り扱いについて、従業者及び作業場所を特定し、データの無断持出しの禁止を徹底させなければならない。業務上、やむを得ず持

10/12

改定 2022/12/23 (業務委託)

出す場合には、パスワード等による暗号化の措置を行い、委託者の承認を得たうえで、様式第8号「データ持出管理簿」に記録し、本契約終了時及び委託者の求めに応じて委託者に提出すること。また、紛失、損傷、焼失等の事故が生じないように安全かつ適切な管理体制を整備しなければならない。

2 第9条に規定する持込み、及び成果物等を記録媒体等で委託者に提出する場合には、最新のパターンファイルが適用されたウイルス対策ソフト等により、記録媒体等にコンピュータウイルス等の不正なプログラムが書込まれていないことを確認し、様式第5号「ウイルス検査済証明書」を提出しなければならない。

(データの返却・消去)

第11条 受託者は、委託者から提供を受けたデータの利用が完了した場合は、速やかに委託者に返却しなければならない。なお、返却する記録媒体等がない場合は、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

2 受託者のパソコン等に、データを複製又は保存した場合は、業務上の利用が完了後、原則として、速やかに全ての記録を復元不可能な状態に消去しなければならない。データを消去した日から14日以内に、様式第6号「データ消去証明書」を提出しなければならない。

(記録媒体等の廃棄)

第12条 受託者は、本契約の履行上、委託者から廃棄指示がある場合の記録媒体等にあつては、確実に物理的に破壊し、又は全ての記録を復元不可能な状態に消去した後に廃棄し、様式第7号「廃棄証明書」を提出しなければならない。

(監督及び監査)

第13条 委託者は、本契約の履行すべき責務に関し必要があるときは、受託者に対して報告を求め、監査を行い、又は監査に立会うことができるものとし、受託者はこれに協力しなければならない。

(検査)

第14条 委託者は、本契約において個人情報を扱う場合、個人情報の取り扱いについて、受託者の作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも1回以上の検査を行うものとする。検査の方法は、原則として実地検査によるものとするが、取り扱う個人情報の秘匿性やその量等を考慮し、受託者と協議の上、委託者が決定する。

(従業者に対する教育の実施)

第15条 受託者は、その従業者等に対して、データの保護及び秘密の保持等に関し履行すべき責務について十分な教育を行わなければならない。また、委託者から教育状況の報告を求められた場合には、実施状況等を書面により委託者に提出しなければならない。

(事故発生への報告義務)

第16条 受託者は、本契約及び本仕様書に基づく安全管理措置等が履行できない場合及び情報漏えい等の事故が発生し、若しくは事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に通知し、委託者の指示を受けるとともに、遅滞なく事故等の状況を書面により委託者に報告しなければならない。

2 委託者は、本契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第17条 委託者は、受託者が本仕様書の規定について不履行、又は履行されない恐れがあると認めたときは、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第18条 受託者は、本契約の履行にあたり、本仕様書に違反した場合、故意又は過失を問わず、その賠償の責に任ずるものとする。

(その他)

第19条 委託者は、本仕様書に定める各様式を、市ホームページにて公開するものとする。

(以下余白)

12/12

改定 2022/12/23 (業務委託)